

○臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施について

平成16年4月9日

刑総第309号

警察本部長

臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施について（通達）

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する脳死した者の身体への取扱いについては、埼玉県警察死体取扱要綱（平成27年捜一第4305号）によるほか、次により検視等を実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 死者の範囲

法第6条第1項において、脳死した者の身体（臓器摘出に係る法第6条第2項の判定がなされた者の身体をいう。以下同じ。）を死体に含めるものとされていることから、心臓停止を中心に考える三徴候（呼吸の停止、心拍の停止及び瞳孔の散大と対光反射の消失）による死体に加え、脳死した者の身体も死体として取り扱うこと。

なお、脳死とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的な停止に至ったと判定された場合をいう。

2 脳死した者の身体に対する適正な取扱い

脳死した者の身体に対する検視等の犯罪捜査を行うに際しては、医師による臓器の摘出より犯罪捜査に関する活動が優先されることとなるが、臓器移植の円滑な実施に配慮するあまり、的確な検視等の実施に支障が生じないように、適正な死体の取扱いに努めること。

3 脳死した者の身体に対する検視等

警察署等において、傷害部位が頭部に集中して意識不明状態にあるなど法第6条第2項の判定（以下「脳死判定」という。）が行われる可能性のある傷害事件、交通事故等を認知した場合には、その後の治療状況等に留意し、脳死した者の身体に対する検視等の実施要領（別添）に定めるところにより実施すること。

脳死した者の身体に対する検視等の実施要領

第1 犯罪性ありと判断される場合

検視責任者は、脳死した者の身体に対して鑑定処分許可状を得て行う解剖（以下「司法解剖」という。）の場合には、脳死段階での臓器摘出はできないこととなるので、次により、できる限り速やかに司法解剖の必要性の判断を行うこと。

1 脳死判定前における司法解剖の必要性の判断

直ちに、事件、事故の発生現場における実況見分・検証、関係者、目撃者等からの事情聴取等所要の捜査を行い、司法解剖を行う必要性の判断をすること。この場合において、司法解剖を行う必要性が認められたときには、医師に対して司法解剖を行う必要がある旨を速やかに連絡するとともに、心臓停止の時点での連絡を要請すること。

2 脳死判定後における実況見分又は検証の実施

前記1の発生現場における所要捜査の結果、脳死判定前に司法解剖を行う必要がないと認めた場合又は司法解剖の必要性が判断できない場合には、原則として検視官の臨場（交通事故の場合を含む。）を求め、2回目の脳死判定後速やかに脳死した者の身体に対する実況見分又は検証（以下「実況見分等」という。）を第2の1及び2により実施すること。

3 実況見分等終了後の措置

(1) 脳死判定前に司法解剖を行う必要がないと認めた場合

脳死判定前に司法解剖を行う必要がないと認めた場合においては、前記2の実況見分等の終了後、医師に対して犯罪捜査に関する手続が終了した旨を連絡の上、事後の措置は医師に委ねること。

(2) 司法解剖の必要性が判断できない場合

司法解剖の必要性が判断できない場合においては、実況見分等の終了後、できる限り速やかに司法解剖を行う必要性の判断を行い、その結果に応じて次の措置をとること。

ア 司法解剖を行う必要があると認めた場合

医師に対して、司法解剖を行う必要がある旨を速やかに連絡するとともに、心臓停止の時点での連絡を要請すること。

イ 司法解剖を行う必要がないと認めた場合

前記(1)の措置をとること。

4 司法解剖の実施

(1) 鑑定処分許可状の請求

脳死した者の身体に対する鑑定処分許可状の請求は、脳死判定後に行うものとし、被疑事実の死亡日時には脳死判定日時（2回目の脳死判定終了時刻をいう。以下同じ。）を記載すること。この場合において、当該脳死判定日時は、必ず次に掲げる脳死判定に係る資料（以下「脳死判定等資料」という。）により、医師に確認するとともに、全ての脳死判定等資料の写しの交付を求めること。

なお、脳死判定がなされなかった場合は、鑑定処分許可状の請求は、従来どおり心臓の停止後に行うものとし、被疑事実の死亡日時には三徴候による死の判定日時を記載すること。

ア 本人が脳死判定に従う意思を書面により示している場合の当該書面

イ 臓器を提供する意思を書面により示している場合の当該書面

ウ 脳死判定を行うことを家族が拒まないこと又は承諾することを記載した脳死判定承諾書

エ 臓器を摘出することを家族が拒まないこと又は承諾することを記載した臓器摘出承諾書

オ 医師による脳死判定が的確に行われたことを証する法第6条第5項に規定する書面（脳死判定の的確実施の証明書）

カ 死亡診断書

(2) 司法解剖の開始時期

司法解剖は、従来と同様心臓停止後に行うこと。

(3) 留意事項

司法解剖と同時に臓器の摘出を行いたい旨の申し出があった場合には、法第7条により、臓器摘出は司法解剖が行われた後でなければ行い得ないものとされていることから、これには応じられない旨を説明すること。

第2 犯罪性が明らかでない場合

検視責任者は、脳死した者の身体に対して検視を行う必要がある場合には、医師は法第7条により検視が終了するまで当該脳死した者の身体からの臓器の摘出はできないことか

ら、臓器移植の必要性にも配慮し、次により、速やかに的確な検視を行うこと。

1 検視の準備

脳死判定前においても、可能な限り事件・事故の現場の見分、関係者、目撃者等から事情聴取等所要の調査を行うなど、臓器移植の円滑な実施に配慮すること。

(1) 医師への連絡

医師に対し、検視を行う旨を連絡すること。

なお、あらかじめ医師から脳死判定を行う旨の連絡を受けていた場合にあっては、検視が終了するまでは脳死した者の身体からの臓器の摘出を行わないこと及び検視を終了した後であっても司法解剖を行うことがあり得ることについて連絡するとともに、あらかじめ次の事項について協力を求めること。

ア 脳死判定予定日時・場所、連絡責任者（医療機関の責任者の氏名、住所、電話番号及びこれに代わる者の氏名、住所、電話番号）等必要な事項の連絡

イ 検視への立会い、生命維持装置等の取扱い、脳死した者の身体を検視に必要な限度で動かすことなど検視を行うに当たっての必要な補助

ウ 検視を行うための場所（警察官が待機する場所を含む。）の提供

(2) 医療機関への臨場

医師から検視の要請があった場合は、脳死判定後に速やかに検視を行うことができるように、脳死判定を行う医療機関に臨場して待機するなどの配慮をすること。

(3) 検視官の臨場の要請

脳死した者の身体に対する検視を行うに当たり、検視官の臨場を要請すること。

2 検視の実施

(1) 検視の開始時期

検視は、2回目の脳死判定後速やかに行うこと。

(2) 検視の実施場所

あらかじめ医療機関から提供された場所において行うこと。

(3) 検視担当者

検視は、検視官を含め必要最小限度の人数で行うこと。

(4) 死亡日時（脳死判定日時）の確認

死亡日時（脳死判定日時）は、必ず脳死判定等資料により医師に確認するとともに、

当該資料の写しの交付を求めること。

(5) 死体観察の方法

脳死した者の身体の観察に際しては、医師の補助を求め、臓器移植に必要な機器以外のモニター、包帯、ギブス等を取り外すなどして可能な限り全身についての外表検査を行うとともに、受傷部位の状況、治療痕、損傷部位の入院時と検視時における違い等を確認すること。この場合において、可能な限り写真撮影に努めること。

なお、検視終了後臓器摘出が行われた後に、確認のため死体の調査は可能であるので、必要がある場合は、その旨医師に連絡の上、実施すること。

(6) 医師からの説明等

入院時の負傷状況、治療状況、症状の経緯等につき、担当医師等から説明を求め、必要により供述を録取しておくこと。また、医師が負傷部位等の写真等を保有している場合には、当該写真等の提出を求めること。

(7) 医師の立会い、補助

検視については、脳死した者の身体が包帯、人工呼吸器等の医療器具等を装着していることに鑑み、必ず担当医師（当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。）の立会いを求めるとともに、脳死した者の身体を動かすことや医療機器の操作等について医師の補助を求めること。

なお、医師の立会い、補助は必要最小限に止めること。

3 検視終了後の措置

(1) 司法解剖を行う必要があると認める場合

医師に対して、司法解剖を行う必要がある旨を速やかに連絡するとともに、心臓停止の時点での連絡を要請すること。

(2) 司法解剖を行う必要がないと認められる場合

死亡が犯罪に起因しないことが明らかになった場合又は死亡が犯罪に起因することが明らかになったが、犯罪捜査としては必要な証拠の保全が終了し司法解剖を行う必要がないと認めた場合には、医師に対して、犯罪捜査に関する手続が終了した旨を連絡の上、事後の措置は医師に委ねること。

第3 その他の場合

検視責任者は、第1及び第2以外の場合において、通常の病気等によるものでない死体

について死体の調査（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第2項の規定に基づく死体の調査をいう。）の結果、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続に移行する場合は、第2に定める検視の手続に準じた措置をとること。

なお、病気により脳死に至った場合等警察が直接取り扱わない脳死した者の身体からの臓器摘出については、格別の措置をとることを要しないので、その旨を医師へ連絡すること。

第4 検視等に際しての一般的な留意事項

検視責任者は、第1から第3までに定める検視等を行うに際しては、次に掲げる事項について十分留意の上、脳死した者の身体の適正な取扱い等に努めること。

- 1 脳死判定が行われても、その後移植に適さない等の理由により移植のための臓器摘出が行われないことが判明した場合は、心臓停止を待って検視等の手続を行うこと。
- 2 脳死した者の身体への感染防止等を図るため、衣服及び検視器材はできる限り清潔なものを使用すること。
- 3 臓器移植の円滑な実施に配慮する必要があるものの、これにより検視等に支障を生じ、犯罪を見逃すこととならないよう留意すること。

特に、医師から迅速に検視等を行うよう要請を受けた場合にあっては、法第7条により、医師は、死体について検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了するまでは当該脳死した者の身体からの臓器の摘出はできない旨を説明の上、適正な検視等に努めること。

- 4 脳死判定又は臓器提供の承諾の有無について、医師、遺族等の間に争いがある場合においては、警察がその争いに介入することがないよう留意すること。
- 5 医師から臓器の摘出の可否や人工呼吸器の取り外しの可否について尋ねられた場合には、警察はその可否の判断を行う立場にないことを説明の上、これに応じないこと。
- 6 医師が警察の要請に応じないで脳死した者の身体から臓器摘出を行った場合、事案によっては証拠隠滅等が成立することもあることから、医師が警察の要請に応じないで脳死した者の身体からの臓器摘出を行おうとした場合には、必要な警告を行った上、所要の証拠保全措置をとること。
- 7 医師から、脳死判定及び臓器摘出の要件確認のため、検視等の対象者が臓器提供意思表

示カード（運転免許証、健康保険被保険者証等の意思表示欄を含む。）等を所持しているか否かの問合せを受けた場合は、警察の捜査等の過程で知り得た範囲で回答すること。

8 脳死判定される以前においては、医師は患者の治療に最善を尽くしている段階であることから、特に家族の感情等について十分配慮すること。

9 検視調書、実況見分調書又は死体調査等記録書の作成に当たっては、死亡推定日時欄に脳死判定日時を記載すること。

第5 医療機関等との協力の確保

1 医師、関係機関等との連絡体制の確立

平素から、脳死判定が行われる医療機関との連絡体制を確立するなど、医師、医療機関等移植関係者との連携を密にし、医師が脳死判定を行おうとする場合における所轄警察署長への連絡（当該脳死判定の対象者が、確実に診断された内因性疾患により脳死状態にあることが明らかである場合を除く。）が速やかになされるよう要請しておくこと。

2 医師の協力の確保

平素から脳死判定が行われる医療機関との連携を密にし、脳死した者の身体に対する検視等に支障を生じることなく、臓器移植を円滑に実施するため、速やかかつ適正に臓器移植を行うために必要な事項についてあらかじめ説明し、医師の協力が得られるよう要請しておくこと。

3 検視等の場所の確保

平素から脳死判定が行われる医療機関と十分な打合せを行い、検視等の業務に支障が生じることのないよう、検視等を行うための適切な場所を確保できるようにしておくこと。

第6 検察官との連携

警察署長は、犯罪捜査に関する活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるように、脳死の判定に係る医師からの連絡を受けた場合には、速やかにその旨を検察官に連絡するなど、検察官と相互に協力すること。

第7 事務分担

脳死した者の身体に対する検視及び捜査並びに医師からの連絡受理、対応等の医師、医療機関との窓口業務については、当該脳死の原因である事件・事故の捜査を主管する刑事部門又は交通部門において取り扱うので誤りのないようにすること。

なお、検視等の犯罪捜査に関する手続が終了した旨の医師への連絡については、検視官

が行うものとする。

第8 報告

- 1 警察署長は、次に掲げる事案を認知した場合には、その事案の捜査の主管に応じ速やかに事案の概要を刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）又は交通部交通捜査課長（以下「交通捜査課長」という。）に報告すること。
 - (1) 臓器摘出のために脳死判定が行われる事案
 - (2) 脳死判定の対象者がその原因となった事案の発生地から極めて遠距離の医療機関に収容されたことにより、調査又は捜査を行う場所と検視等を行う場所とが複数の都道府県間にまたがることとなると認められる事案
- 2 捜査第一課長及び交通捜査課長は、前記1により報告を受けた事案の詳細について、事案の主管に応じて警察庁刑事局捜査第一課長又は警察庁交通局交通指導課長に臓器摘出のための脳死判定事案等報告書（別記様式）により報告すること。

第9 虐待が行われた疑いがある児童に対する検視等実施上の留意事項

虐待が行われた疑いがある児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）が死亡した場合は、厚生労働省による「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）により臓器の摘出を行わないので、司法解剖を行うなど捜査の必要性が判断されたときは、速やかに医師に対し、当該児童の死体から臓器の摘出はできない旨を連絡すること。

なお、脳死判定を行う医療機関において、患者である児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合は、警察署に連絡されることから、連絡を受けた場合は、刑事部門と生活安全部門とは緊密な連携を図り、必要な調査又は捜査を行うこと。

実施日

この通達は、平成16年4月9日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成22年10月28日刑総第1569号）

この通達は、平成22年10月28日から実施する。

実施日（平成22年11月5日捜一第2942号）

この通達は、平成22年11月5日から実施する。

実施日（平成 25 年 3 月 29 日搜一第 1155 号）

この通達は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 27 年 11 月 11 日搜一第 4308 号）

この通達は、平成 27 年 11 月 20 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 1 日搜一第 535 号）

この通達は、令和 3 年 2 月 1 日から実施する。

【様式別表省略】